

茨城県認可外保育施設指導監督実施要項

令和5年4月改正版

茨城県認可外保育施設指導監督実施要項

第1 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県知事が所管する児童福祉法（以下「法」という。）第59条から第59条の2の6の規定による認可外保育施設に対する指導監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導監督に係る実施方針)

第2条 指導監督は、原則として以下の通知により行うものとし、本要項に特別の定めのないものについては、同通知によるものとする。

(1) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について

(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督通知」という。)

(2) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について

(平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「証明書交付通知」という。)

第2 届出・報告

(事前指導)

第3条 茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課長（以下「子ども未来課長」という。）は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場合及び市町村等関係機関から新規開設の情報を得た場合には、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明し、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めるものとする。

(開設等の届出)

第4条 認可外保育施設の設置者は、その事業の開始後1か月以内に、子ども未来課長に届け出なければならない。

2 前項により届け出た事項に変更を生じたとき又は当該事業を休止若しくは廃止したときは1か月以内に、子ども未来課長に届け出なければならない。

(報告徴収)

第5条 子ども未来課長は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、少なくとも年1回以上定期に、文書により、回答期限を付して、施設の運営状況等必要な事項について報告を求めるものとする。

2 子ども未来課長は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、次のいずれかに該当する場合は、別に定める通知等により、子ども未来課長に報告するようあらかじめ周知するものとする。

(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事事故案、食中毒事案等重大な事故が生じたとき

(2) 当該保育施設に24時間かつ週のうちおおむね5日間程度以上入所している児童がいるとき

(対象の把握)

第6条 子ども未来課長は、市町村長その他の者の協力を得て、管内に所在する認可外保育施設の把握に努めるものとする。

2 子ども未来課長は、所在の判明した認可外保育施設については、これを「認可外保育施設台帳」(様式第1号)に搭載するものとする。

第3 立入調査

(立入調査の種類)

第7条 茨城県福祉部福祉政策課長(以下「福祉政策課長」という。)は、毎年1回程度、認可外保育施設の所在する市町村の協力のもとに、職員を調査員として施設に立ち入らせ、その設備若しくは運営について指導監督通知別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)に適合しているか否かを確認するため必要な調査又は質問(以下「立入調査」という。)を行うものとする。

なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、子ども未来課長が事業所長又は保育従事者を対象とした集団指導を年1回以上行うものとし、福祉政策課長は書類審査を行い、必要に応じ、立入調査を行うものとする。

2 前項に規定する場合のほか、子ども未来課長は、必要があると認めるときは、随時認可外保育施設に対し報告を求め又は立入調査(以下「特別立入調査」という。)を行うものとする。

(立入調査の方法)

第8条 第7条第1項及び第2項並びに第11条第2項の規定による立入調査は、児童福祉法施行規則第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯した2名以上の調査員により行うものとする。

2 立入調査における調査、質問等は設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じ、保育従事者からも事情を聴取するものとする。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は利用児童の保護者等から事情を聴取し、また、施設内での虐待が疑われる場合については、利用児童の様子を確認するものとする。

3 立入調査の実施に当たっては、当該立入調査の対象となる施設に対し、「施設への立入調査の実施について」(様式第2号)にて調査の期日、調査職員の氏名その他必要な事項を事前に通知するものとする。ただし、特別立入調査において事前に通知せずに実施することが適当であると認められる場合はこの限りでない。

4 立入調査のうち通常の立入調査を実施するときは、立入調査資料として、様式第2-2号に定める立入調査調書等及び次の各号に掲げる書類のうち必要と認めるものを立入調査実施日の2週間前までに提出させるものとする。

(1) 認可外保育施設運営状況報告書の写し

- (2) 保険契約書の写し、施設平面図、パンフレット、料金表等
 - (3) 入所児童の状況がわかる書類
 - (4) 保育従事者の勤務の体制がわかる書類
 - (5) その他指導監督に必要と認める書類
- 5 立入調査を行った調査員は、その結果を「認可外保育施設指導監督結果報告書」（様式第3号）により報告するものとする。
- 6 福祉政策課長は、当該年度の立入調査の実施結果について「認可外保育施設指導監督実施結果報告書」（様式第14号）により、翌年度の4月30日までに子ども未来課長に報告するものとする。

（改善指導）

- 第9条 福祉政策課長は、第7条第1項の立入調査の結果、認可外保育施設の設備又は運営について指導監督基準の全ての項目に適合していると認めるときは、設置者に対し、「立入調査の実施結果について」（様式第4号）により通知するものとする。
- 2 福祉政策課長は、第7条第1項の立入調査の結果、指導監督基準に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、次の各号のいずれかによる改善指導を行うものとする。
- (1) 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と認められ、口頭により改善指導した場合は、様式第5号により通知するものとする。
 - (2) 指導監督基準を満たしていない事項で、文書による改善指導が必要であると認められる場合は、様式第6号により通知するものとする。この場合、おおむね1か月以内の回答期限を付して、文書による報告を求めるものとする。
 - (3) 建物の構造等から改善することが不可能と認められる施設につき問題のある事項については、移転に要する期間を考慮して適切な期限（3年以内）相当の猶予期間を付したうえ、文書で移転を勧告するものとする。
- 3 福祉政策課長は、前項各号に掲げる改善指導を行った場合で、改善措置の状況を確認するために必要があると認めるときは、随時認可外保育施設に対し報告を求め又は立入調査を行うものとする。
- 4 子ども未来課長は、第7条第2項の特別立入調査の結果、必要があると認めるときは、第2項及び第3項に準じ改善指導又は立入調査を行うものとする。

（証明書交付及び返還）

- 第10条 福祉政策課長は、第9条第1項に規定する場合のほか、指導事項に対する是正改善の状況について報告を受け、その内容が指導監督基準に適合していると認めるときは、「証明書交付通知」に基づき1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者等に対しては様式第10号により、法第6条の3第9項に規定する業務又は第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）設置者等に対しては様式第11号により「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

また、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用して

いるものに限る。)の設置者等に対しては集団指導後、書面審査又は立入調査を実施し、その内容が指導監督基準に適合していると認めるときは様式第 11-2 号により、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用していない者に限る。)の設置者等に対しては様式第 11-3 号により証明書を交付するものとする。

ただし、既に証明書を交付されている施設については、あらためて証明書は交付しない。

なお、証明書の有効期限は、証明書を交付した日から次項の返還の通知をした日までとする。

- 2 証明書を交付されている施設について、第 9 条第 2 項各号に掲げる改善指導又は改善勧告を行った場合には、当該施設の設置者に対して「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還通知書」(様式第 12 号)により証明書を返還させるものとする。
- 3 証明書の交付を受けた施設が、証明書を紛失等した場合は、認可外保育施設の設置者は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の再交付申請書」(様式第 13 号)により再交付を申請することができる。

第 4 改善勧告等及び事業停止又は施設閉鎖命令

(改善勧告及び公表)

第 11 条 子ども未来課長又は福祉政策課長は、第 9 条第 2 項又は同条第 4 項に基づき、改善指導を繰り返しているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合は、設置者に対し、様式第 7 号により改善勧告を行うものとする。この場合、おおむね 1 か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めるものとする。また、改善に時間を要する事項については、おおむね 1 か月以内に改善計画の提出を求めるものとする。

- 2 子ども未来課長又は福祉政策課長は、前項に掲げる改善勧告を行った場合で、改善措置の状況を確認するために必要があると認めるときは、必要に応じ、認可外保育施設に対し報告を求め又は立入調査を行うものとする。
- 3 子ども未来課長又は福祉政策課長は、第 1 項に基づく改善勧告について回答期限を過ぎても改善勧告に係る事項の改善が行われていないことを確認した場合には、施設の名称、所在地、設置者又は管理者の氏名及び勧告の内容等について公表するものとする。

なお、福祉政策課長にあつては、子ども未来課長にその旨を通知のうえ、公表するものとする。

- 4 子ども未来課長は、前項の公表(福祉政策課長が行ったものを含む)を行ったときは、施設の所在地の市町村長に対し、公表の内容を通知し公表の実施について協力を依頼するものとする。

(事業停止又は施設閉鎖命令)

第 12 条 子ども未来課長は、前条に基づく改善勧告に対する改善が行われていない場合であつて、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるときは、様式第 8 号により弁明の機会を付与し、社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育部会の意見を聴き、様式第 9 号により設置者に対し事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。

- 2 子ども未来課長は、前項の事業停止又は施設閉鎖を命じたときは、施設の名称、所在地、設置者又は

管理者の氏名及び命令の内容等について公表することができる。

- 3 子ども未来課長は、前項の公表を行ったときは、施設の所在地の市町村長に対し、公表の内容を通知し公表の実施について協力を依頼するものとする。

第5 緊急時の対応

(緊急時の改善勧告)

第13条 子ども未来課長又は福祉政策課長は、以下のいずれかに該当する場合であつて、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、第11条第1項の規定によらず、様式第7号により改善勧告を行うことができる。

- (1) 保育内容や保育環境が著しく不適正と認められるとき
- (2) 利用児童の安全性に著しく問題があると認められるとき
- (3) その他、児童福祉のため特に必要があると認められるとき

- 2 第11条第2項から同条第4項までの規定は、第1項の改善勧告を行った場合について準用する。

(緊急時の事業停止又は施設閉鎖命令)

第14条 子ども未来課長は、以下のいずれかに該当する場合であつて、かつ、児童の生命又は身体の安全を確保するため、緊急を要すると認めるときは、第12条第1項の規定による弁明機会の付与及び社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育部会の意見を聴かずに、様式第9号により設置者に対し事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。

- (1) 保育内容や保育環境が著しく不適正と認められるとき
- (2) 利用児童の安全性に著しく問題があるとき
- (3) その他、児童福祉のため特に必要があると認められるとき

- 2 前項の場合において、子ども未来課長は当該命令を発した後、すみやかに社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育部会に報告するものとする。

- 3 第12条第2項及び同条第3項の規定は、第1項の事業停止又は施設閉鎖を命じた場合について準用する。

第6 情報の提供

(情報の提供)

第15条 子ども未来課長は、次の各号に掲げる事項について、県ホームページ等において公開するものとする。

- (1) 認可外保育施設の運営状況
施設の名称、施設の所在地、設置者、電話番号、事業開始年月日
- (2) 立入調査の状況
調査年月日、第9条第2項の改善指導事項及びこれに対する改善状況
- (3) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付状況、交付の有無

(4) その他児童の福祉のために必要と認める事項

- 2 前項各号に掲げる事項については、公開情報に変更があった場合、随時更新するものとする。
- 3 子ども未来課長は、施設の運営状況、立入調査の結果及びその他児童の福祉のために必要と認める事項を取りまとめ、これを施設の所在地の市町村長に情報提供し、これら情報を必要とする利用者等に提供するよう依頼するものとする。

第7 その他

(その他実施に必要な事項)

第16条

この要項に定めるもののほか、認可外保育施設指導監督の実施に必要な事項については別に定める。

付 則

この要項は、平成5年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成6年5月30日から適用するものとする。

この要項は、平成11年7月2日から適用するものとする。

この要項は、平成12年6月9日から適用するものとする。

この要項は、平成13年6月14日から適用するものとする。

この要項は、平成14年9月25日から適用するものとする。

この要項は、平成15年1月1日から適用するものとする。

この要項は、平成16年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成17年9月14日から適用するものとする。

この要項は、平成18年10月10日から適用するものとする。

この要項は、平成19年9月27日から適用するものとする。

この要項は、平成21年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成25年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成26年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成29年3月16日から適用するものとする。

この要項は、平成31年4月1日から適用するものとする。

この要項は、令和2年7月1日から適用するものとする。

この要項は、令和3年12月3日から適用するものとする。

この要項は、令和4年12月19日から適用するものとする。

この要項は、令和5年4月1日から適用するものとする。

認可外保育施設台帳

No	区分	施 設 名	設置者名	市町村名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX	E-mail	通常開所時間		定員										保育従事者数		証明書※ (該当に○)	保険加入 (該当に○)
										開始	終了	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上 (就学前)	学童	計	うち有資格者数				
1										7:00															
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									

※H17.1.21雇児発第0121002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」に基づく同証明書の交付を受けている施設について

(様式第 2 号)

(番 号)
年 月 日

設置者 殿

茨城県福祉部長

施設への立入調査の実施について（通知）

児童福祉の向上につきましては、日頃から深い御理解を頂き厚く御礼申し上げます。

この度、児童福祉法第 5 9 条第 1 項の規定に基づき、貴殿の設置する保育施設の設備、運営の状況につきまして、下記により立入調査を行いますので通知します。

なお、調査当日は、施設設置者又は管理者及び保育責任者の立会いについてご配慮願います。

記

1 期 日 年 月 日 () 時 分から

2 担当職員 茨城県福祉部〇〇課
茨城 太郎 水戸 花子

3 調査等の方法

別添の認可外保育施設指導監督調書等の各項目について、指導基準に適合しているかどうかを聞き取り等により確認します。

4 送付資料

資料の名称	記載方法
①認可外保育施設指導監督調書（様式第 2－1 号）	施設の概況及び調査事項のうち、記入可能な事項について記入願います。
②別表 評価基準（様式第 2－2）	表の中ほどに「施設回答欄」があります。記入可能な事項について記入願います。
③児童の安全確保に係る自主点検調書（様式第 2－3）	調書により自主点検を行い、「適・否欄」に〇印を付してください。

5 提出部数

6 提出期限

【提出及び問合せ先】
茨城県福祉部〇〇課 担当：〇〇 TEL ×××—×××—××××

認可外保育施設指導監督調書

1 施設の概況

令和 年 月 日作成

施設名			事業開始 年月日	年 月 日	
所在地			Tel	()	
経営主体	1 地方公共団体 2 社会福祉法人 3 社団・財団・日赤 4 医療法人 5 民間会社 6 その他法人 7 個人 8 その他				
系列施設	有 (都道府県内 力所、都道府県外 力所 <直営店・FC> 無				
代表者名			施設長名		
設置者名					
設置者住所等	〒				
	Tel ()				
保育時間	1 24時間 4 夜のみ(泊無)(時 分～ 時 分) 2 昼のみ(時 分～ 時 分) 5 泊のみ(時 分～ 時 分) 3 朝から夜(泊無)(時 分～ 時 分) 6 その他				
休日保育	有 (日曜日・祭日) 無				
保育料	月額	日額	時間極め	その他	
	歳児 円	歳児 円	歳児 円	食事代	円
	歳児 円	歳児 円	歳児 円	ミルク代	円
	歳児 円	歳児 円	歳児 円	おむつ代	円
	歳児 円	歳児 円	歳児 円	他	円
	※上記料金の記載にあたり、				
所有関係	1 自己所有(土地・建物) 2 借地・借家(土地・建物) 3 その他()				
所在地 * 別添も可	1 周辺図 2 平面図(面積も記載のこと)				
種別	1 事業所内保育施設(院内、その他) 2 ベビーホテル 3 その他の認可外保育施設				
備考	(運営委託の場合:委託先等)				

2 保育に従事する者の数及び資格

(1) 時間帯における月極契約乳幼児数(調査日の前々月において最大となった日の実績を記載)

※()は、一時預かりを含めた総乳幼児数を記入 【 年 月 日 】 (人)

保育時間帯	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	保育従事者
7:00~7:59	()	()	()	()	()	()	
8:00~8:59	()	()	()	()	()	()	
9:00~15:59	()	()	()	()	()	()	
16:00~17:59	()	()	()	()	()	()	
18:00~18:59	()	()	()	()	()	()	
19:00~19:59	()	()	()	()	()	()	
20:00~21:59	()	()	()	()	()	()	
22:00~23:59	()	()	()	()	()	()	
0:00~1:59	()	()	()	()	()	()	
2:00~6:59	()	()	()	()	()	()	

(2) 児童数及び保育従事者基準数

① 定員

* 認可外保育施設設置届に記載した人数

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	計
児童数								

② 月極契約乳児数

* (1)と整合性をとること

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	計
児童数								
保育従事者基準数	(3:1)	(6:1)	(20:1)	(30:1)				(2人以上)

③ 一時預かりを含めた総乳幼児数

* (1)と整合性をとること

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	計
児童数								
保育従事者基準数	(3:1)	(6:1)	(20:1)	(30:1)				(2人以上)

(3) 保育に従事する者の数及び資格

* 作成日現在の状況

職 員		勤務形態	氏 名（施設長を除く）
施 設 長		常勤・非常勤	保育業務従事（有・無），資格（保育士・看護師・他）
保育従事者 （ ） 人	保育士 （ ） 人	常勤（ ） 人	
		非常勤（ ） 人	
	看護師 （ ） 人	常勤（ ） 人	
		非常勤（ ） 人	
	その他 （ ） 人	常勤（ ） 人	
		非常勤（ ） 人	
その他 （ ） 人	調理員 （ ） 人	常勤（ ） 人	
		非常勤（ ） 人	
	その他 （ ） 人	常勤（ ） 人	
		非常勤（ ） 人	
計（施設長含）	（ ） 人	-	

3 前回指示事項の改善状況

(年 月 日 実施)

指導事項	左の改善状況

認可外保育施設指導監督調書（居宅訪問型用）

1 施設の概況

令和 年 月 日作成

施設名			事業開始 年月日	年 月 日	
所在地			Tel	()	
ホームページアドレス	有 () ・ 無				
経営主体	1 地方公共団体 2 社会福祉法人 3 社団・財団・日赤 4 医療法人 5 民間会社 6 その他法人 7 個人 8 その他				
系列施設	有 (都道府県内 力所、都道府県外 力所 <直営店・FC> 無				
代表者名			施設長名		
設置者名					
設置者住所等	〒 Tel ()				
保育時間	1 24時間 4 夜のみ(泊無)(時 分～ 時 分) 2 昼のみ(時 分～ 時 分) 5 泊のみ(時 分～ 時 分) 3 朝から夜(泊無)(時 分～ 時 分) 6 その他				
休日保育	有 (日曜日 ・ 祭日) 無				
保育料	月額		日額		時間極め
	歳児	円	歳児	円	歳児
	歳児	円	歳児	円	歳児
	歳児	円	歳児	円	歳児
	歳児	円	歳児	円	歳児
				その他	
				食事代 円	
				ミルク代 円	
				おむつ代 円	
				他 円	

※上記料金の記載にあたり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がかかる書類を添付すること。

2 前回指示事項の改善状況(居宅訪問型用) (年 月 日 実施)

指導事項	左の改善状況

(様式第2－2)

評価基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の指導基準等）

○使用方法

施設側：立入調査の前に「施設回答」欄に回答を記載してください。

調査者：立入調査の際に、評価基準の（評価事項）に従い判定し、「実際の指導（口頭・文書）」欄に○を記載してください。

○判定の内容

判定区分	内 容	指導の基準
A	指導監督基準を満たしている事項	—
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの	口頭指導
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの	文書指導

○指導の基準

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

○改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし、表記は改善、未改善で記入すること。

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の指導基準等

指導基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準				改 善 結 果	
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 ○乳児 おおむね3人につき 1人以上 ○幼児 ・1、2歳児 おおむね6人につき 1人以上 ・3歳児 おおむね20人につき 1人以上 ・4歳児以上 おおむね30人につき 1人以上 ※ 以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。 〔考え方〕 ここである保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）として上記の人数を確保すること。	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下、必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。 a 調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。） b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。） c 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。	・主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。 ・主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。 〔保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕 ・契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。 また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。	—	○			
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここである有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。 ※指導基準第1の調査事項3により評価を行う場合には、本項目は適用しない。	有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のcにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。 a 月極契約乳幼児数に対する有資格者の数 b 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 ・総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 〔有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕	—	○			

	3 国家戦略特別区域法第8条第7項の内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準第1の調査事項2に係る特例	a 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。 b 外国の保育資格を有する者その他の国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。 c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。	- 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）ではない。または、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人ではない。 - 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。 - 保育士の資格を有する者を1人以上配置していない。	—	○			
	4 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	- 左記の事項につき、違反がある。 - 左記の事項につき、違反がある。	—	○			
	1 保育室の面積	保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。 a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積 b 総乳幼児数についての1人当たりの面積	- 不足している。 - 不足している。 〔総乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕	—	○			
	2 調理室の有無	a 調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	- 調理室（施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能）がない。 - 調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 〔調理機能のみを有している場合にあっては、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。〕 - 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 - 衛生的な状態が保たれていない。 〔原則として、C判定区分とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、B判定区分としてよい。〕	—	○			
第2 保育室等の構造設備及び面積	〔考え方〕 保育室面積： 当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。			—	○			
				—	○			
				—	○			

	3 おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。	・区画されていない。(保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。)	－	○			
			・区画が不十分(ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。)	○	－			
	4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	・窓等採光に有効な開口部がない。 〔建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。〕	－	○			
		b 換気が確保されているか。	・窓等換気 to 有効な開口部がない。 〔建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気 to 有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。〕	－	○			
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。	－	○			
	5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	・便所用の手洗設備が設けられていない。	－	○			
		b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	・手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。)	○	－			
		c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。	－	○			
			・便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)	○	－			
	(2) 便器の数	a 便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・基準より便器の数が大きく不足している。	－	○			
	1 (1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。	－	○			

第3 非常災害に対する措置		b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	○	－			
	(2) 非常口の設置	a 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。	・保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。	－	○			
	2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	a 【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 ※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。	【30人以上の施設】 ・具体的計画（消防計画）を作成、届出をしていない。 【30人未満の施設】 ・具体的計画を作成していない。	－	○			
		b 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。	・30人以上の施設であって選任、届出をしていない。	－	○			
	(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練が1年以内に1回も実施されていない。 ・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。	－	○			
	1 保育室が2階の場合の条件	a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・転落防止設備がない。	－	○			

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

	b	耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。 ※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。	・下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。	—	○						
			ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていること。 <table><tr><td>常用</td><td>① 屋内階段 ② 屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段</td></tr></table>	常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段				
常用	① 屋内階段 ② 屋外階段										
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段										

2 保育室が3階の場合の条件	a	耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可）	—	○							
	b	乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。 <table><tr><td>常用</td><td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段</td></tr></table>	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段	—	○			
常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段											
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段											

		c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	－	○			
		d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。	－	○			
		※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。					
		e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記eを満たしていない。	－	○			
		f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	－ ○	○ －			

	g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・左記 g を満たしていない。	—	○							
	h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・左記 h を満たしていない。 〔防災物品の表示にも努めること。〕	—	○							
3 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可）	—	○							
	b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。 <table border="1"> <tr> <td>常用</td><td> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 </td></tr> <tr> <td>避難用</td><td> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 </td></tr> </table>	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	—	○			
	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段									
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段										
避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	—	○								

		d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	－	○			
		e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記 e を満たしていない。	－	○			
		f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	－ ○	○ －			
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。	・左記 g を満たしていない。	－	○			
	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・左記 h を満たしていない。 〔防災物品の表示にも努めること。〕	－	○			
		a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・左記 b～d の事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。）	－	－	－	－	

第5 保育内容		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 (b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 (c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・デイリープログラム等が作成されていない。 ・汚れたときの処置が不適当 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕 ・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） ・外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児） 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	—	○			
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・テレビやビデオを見せ続けている。 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	○	—			
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・遊具がない。 ・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。	—	○			
			・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。	—	○			
	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。	○	—			

	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等	－	○			
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	a 入所(利用)乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。	－	○			
	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。	○	－			
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表が整備されていない。	－	○			
	(3) 保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	○	－			
第6 給食	1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ピンは使用することによく洗い、滅菌しているか。	・使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。	－	○			
		b 調理室が清潔に保たれているか。	・汚れている。残飯等が放置されている。	－	○			
		c 調理方法が衛生的であるか。	・不適切な事項がある。	○	－			
		d 配膳が衛生的であるか。						
		e 食事時、食器類や哺乳ピンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	・(十分な消毒がなされずに)共用されることがある。	○	－			

		f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	－	○			
	2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。	・配慮されていない。	－	○			
		[市販の弁当等の場合] c 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。	－	○			
		d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。	－	○			
	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	－ ○	○ －			
第7 健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。	○ ○	－ －			
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	○ －	－ ○			
	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。	－ ○	○ －			
	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。	－	○			

		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	－ ○ ○ －	○ － －			
		c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	－ ○ ○ －	○ －			
	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。	－ ○	○			
		b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。	－ ○ ○ －	○ －			
	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	○ －	－			
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。	－ ○	○			
		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・治癒の判断をもつばら保護者に委ねている。	○ －	－			
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。	○ －	－			
	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する予防への配慮がない。	－ ○	○			
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	・乳幼児突然死症候群の予防への配慮が不足している。	－ ○	○			

		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	－	○			
8 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画の策定がされていない。	－	○				
		・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	○	－				
	b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。	－	○				
		・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。	－	○				
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	－	○				
	d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	－	○				
	e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○	－				
	f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。	－	○				
	g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。	・定期的な点検が行われていない。	－	○				
	h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・囲障はあるが、施錠等が不十分。	○	－				

		i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	－	○			
		j 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	・定期的な訓練が実施されていない。	－	○			
		k 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	－	○			
		l 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。	・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知)に基づく報告が行われていない。	－	○			
		m 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	－	○			
		n 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	－	○			

第8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の揭示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に揭示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けた否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く揭示されていない。 ・左記 a ～ n の事項につき、揭示内容又は揭示の仕方が不十分。	—	○			
	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面等により交付されていない。 ・左記 a ～ h の事項につき、交付内容が不十分。	—	○			

	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分。	－ ○	○ －			
第9 備える帳簿	1 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	－ ○	○ －			
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿（労働基準法第107条） ・賃金台帳（労働基準法第108条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	・左記の帳簿の整備状況が不十分。	－	○			
	2 在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備	a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	－ ○	○ －			

(様式第 2 - 2)

評価基準（1 日に保育する乳幼児の数が5 人以下の施設の指導基準等）

家庭的保育事業又は事業所内保育事業（5 人以下）を目的とする施設

○使用方法

施設側：立入調査の前に「施設回答」欄に回答を記載してください。

調査者：立入調査の際に、評価基準の（評価事項）に従い判定し、「実際の指導（口頭・文書）」欄に○を記載してください。

○判定の内容

判定区分	内 容	指導の基準
A	指導監督基準を満たしている事項	—
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの	口頭指導
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B 判定以外のもの	文書指導

○指導の基準

B 判定の事項については口頭指導により対応することとし、C 判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B 判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

○改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし、表記は改善、未改善で記入すること。

2. 法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の指導基準等

指導基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準				改 善 結 果	
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 ○ 1人に対して乳幼児3人以下 ○家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下	乳幼児の数が保育することができる数以内か。 a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・乳幼児数が3人を超えている。	－	○			
		b 保育に従事する者が家庭的保育補助者とともに保育している乳幼児の数	・乳幼児数が5人を超えている。	－	○			
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。	a 保育に従事する者のうち、1人以上は、有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。	－	○			
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	－	○			
		b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	○	－			
	第2 保育室等の構造設備及び面積	1 保育室等の面積等	a 家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参照しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。	・乳幼児の保育を適切に行うことができる広さが確保されていない。	－	○		
b 調理設備は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。			・調理設備（施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能）がない。 ・調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 〔調理機能のみを有している場合にあつても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。〕	－	○			

			・区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 ・衛生的な状態が保たれていない。 （原則として、C判定区分とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、B判定区分としてよい。）	○	—			
	2 保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	・窓等採光に有効な開口部がない。 （建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。）	—	○			
		b 換気が確保されているか。	・窓等換気 to 有効な開口部がない。 （建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気 to 有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。）	—	○			
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。	—	○			
	3 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	・便所用の手洗設備が設けられていない。	—	○			
		b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	・手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。）	○	—			
		c 便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。	・便所が、保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。	—	○			
			・便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）	○	—			
			・便器が一つもない。	—	○			
	(2) 便器の数	a 便器の数が、1以上であるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。						

第3 非常災害に対する措置	1 〔考え方〕 保育室等が2階以上にある場合であっても、指導基準第4による評価ではなく、本基準により評価を行うものとする。	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。	－	○			
	(1) 消火用具の設置	b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	○	－			
	(2) 非常口の設置	a 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。	・適切な待避用経路がない。	－	○			
	2 (1) 非常災害に対する計画の策定	a 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。	・計画が策定されていない。	－	○			
	(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練が1年以内に1回も実施されていない。 ・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。	－ ○	○ －			
第5 保育内容	1 保育の内容	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・左記 b～d の事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。）	－	－	－	－	
	※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。						
		(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。	・デイリープログラム等が作成されていない。	－	○			
		(b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・汚れたときの処置が不適当 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	○	－			
		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児）	○	－			
		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児） 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	○	－			

		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・テレビやビデオを見せ続けている。 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	○	－			
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・遊具がない。 ・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。 ・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。	－	○			
	2 保育に従事する者の保育姿勢等							
	(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。	○	－			
	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等	－	○			
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	a 入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。	－	○			

	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。	○	－			
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表が整備されていない。	－	○			
	(3) 保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応すること。	・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	○	－			
第6 給食	1 衛生管理の状況 調理設備、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによって洗い、滅菌しているか。	・使用することによって洗っていない。十分な殺菌並びに滅菌が行われていない。	－	○			
		b 調理設備が清潔に保たれているか。	・汚れている。残飯等が放置されている。	－	○			
		c 調理方法が衛生的であるか。	・不適切な事項がある。	○	－			
		d 配膳が衛生的であるか。						
	2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	・（十分な消毒がなされずに）共用されることがある。	○	－			
		f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	－	○			
		a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	・配慮されていない。	－	○			
		b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。						
		〔市販の弁当等の場合〕 c 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。	－	○			

		d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。	－	○			
	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に行われていないことがある	－ ○	○ －			
第7 健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。	○ ○	－ －			
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	○ －	－ ○			
	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。	－ ○	○ －			
	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。	－	○			
		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	－ ○ ○	○ － －			
		c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	－ ○	○ －			
	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。	－	○			

		b 調理に携わる職員には、おおむね月 1 回検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・おおむね月 1 回の検便が実施されている状況にない。	—	○			
	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	○	—			
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。	—	○			
		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。	○	—			
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。	○	—			
	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する予防への配慮がない。	—	○			
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	・乳幼児突然死症候群の予防への配慮が不足している。	—	○			
		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	—	○			
	8 安全確保	a 施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画の策定がされていない。 ・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	—	○			

		b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。	—	○			
		c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	—	○			
		d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	—	○			
		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○	—			
		f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。	—	○			
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。	・定期的な点検が行われていない。	—	○			
		h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・囲障はあるが、施錠等が不十分。	○	—			
		i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	—	○			
		j 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	・定期的な訓練が実施されていない。	—	○			

		k 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	—	○			
		l 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。	・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発11110第1号、子子発11110第1号、子家発11110第1号通知）に基づく報告が行われていない。	—	○			
		m 事故尾状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記載していない。	—	○			
		n 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	—	○			

第 8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	1 施設及びサービスに関する 内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 設置者及び職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 l 緊急時等における対応方法 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項 o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けた否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む）	・全く掲示されていない。 ・左記 a ～ o の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。	—	○			
	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面等により交付されていない。 ・左記 a ～ h の事項につき、交付内容が不十分。	—	○			

	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分。	－ ○	○ －			
第9 備 え る 帳 簿	1 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	－ ○	○ －			
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿（労働基準法第107条） ・賃金台帳（労働基準法第108条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	・左記の帳簿の整備状況が不十分。	－	○			
	2 在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備	a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	－ ○	○ －			

(様式第 2 - 2)

評価基準（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の指導基準等）

○使用方法

施設側　：　立入調査の前に「施設回答」欄に回答を記載してください。

調査者　：　立入調査の際に、評価基準の（評価事項）に従い判定し、「実際の指導（口頭・文書）」欄に○を記載してください。

○判定の内容

判定区分	内　　　　　　容	指導の基準
A	指導監督基準を満たしている事項	—
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの	口頭指導
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの	文書指導

○指導の基準

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

○改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし、表記は改善、未改善で記入すること。

3. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の指導基準等

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準				改 善 結 果	
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
第1保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で 保育している乳幼児の数	・乳幼児数が1人を超えている。	－	○			
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。 ※採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること。 ※ 「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日雇児保発第0331003号通知）の第1の1のとおり、雇用される保育に従事する者（都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意すること。	－	○			

	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	－	○			
		b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	○	－			
第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	－	－			
		b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めている。	－	－			
第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	・火災、地震等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。）が不十分。	－	○			

第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項	—	○			
	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 ・研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。 〔研修については、保育に従事する前（採用時）に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。〕	○	—			
	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等	—	○			
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。	—	○			

	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	○	－			
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・保護者の緊急連絡先等を把握していない。	－	○			
第6給食	〔考え方〕 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。 1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われていない。	－	－	適用する場合はC判定		
	2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。 b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。 ・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	－	－	適用する場合はC判定 適用する場合はC判定		
第7健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。	○	－	○		
		b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	○	－	－		
	2 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。 b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・実施されていない。	－	○	－	適用する場合はC判定	

	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。	・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。	－	○			
	4 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	・左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。	－	○			

5	安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。 c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。 e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。 f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。	・安全計画が策定されていない。 ・職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 ・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (1) 安全計画に基づく取組の内容を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項 (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項 (3) 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト） (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項 (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法に関する事項 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項	—	○			
		g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。	・職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。	—	○			
		h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	—	○			

		i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。	・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号)に基づく報告が行われていない。	－	○			
		j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	－	○			
		k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	－	○			
第8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f 利用定員 g 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j (提携している場合は) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	・全く提示等がされていない。 ・左記 a ～ n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。	－ ○	○ －			

	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面等により交付されていない。 ・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。	—	○			
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分。	—	○			
				—	○			
第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	—	○			
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・左記の帳簿の整備状況が不十分。	—	○			
	2 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	—	○			

(様式第 2 - 2)

評価基準（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等）

○使用方法

施設側　：　立入調査の前に「施設回答」欄に回答を記載してください。

調査者　：　立入調査の際に、評価基準の（評価事項）に従い判定し、「実際の指導（口頭・文書）」欄に○を記載してください。

○判定の内容

判定区分	内　　　　　　容	指導の基準
A	指導監督基準を満たしている事項	—
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの	口頭指導
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B 判定以外のもの	文書指導

○指導の基準

B 判定の事項については口頭指導により対応することとし、C 判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B 判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

○改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし、表記は改善、未改善で記入すること。

4. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等

※評価事項において【*】が付いている事項は、チェックシート（別添ひな形を参照）の提出等による確認が想定される。

指導基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭	文書		
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・乳幼児数が1人を超えている。	－	○				
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでの有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者でない、又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない。	－	○				
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	－	○				
		b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	○	－				
第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	－	－				
		b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めている。	－	－				

第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	・地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施をしていない。 【*】	－	○			
第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。【*】 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項	－	○			
	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解していない、又は、理解しているが取組が不十分。【*】 ・保育に従事する者に関する研修を受講していない。 【*】 〔研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。〕	○	－			

	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。【*】 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。 等	－	○			
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告していない。	－	－			
	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	○	－			
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・保護者の緊急連絡先等を把握していない。	－	○			
第6給食	〔考え方〕 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。 1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われていない。	－	－	適用する場合はC判定		
	2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。 b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。 ・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	－	－			

第 7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児 一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察 及び、保護者からの乳幼児の報 告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表 情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていな い。 ・保護者から報告（連絡帳を 活用することを含む。）を受 けてない。	○	－			
		b 引渡しの際、預かり時と同様 の健康状態の観察が行われて いるか。保護者へ乳幼児の状態 を報告しているか。	・十分な観察が行われていな い。 ・注意が必要である場合にお いて保護者等にその旨を報 告していない。	○	－			
	2 職員の健康診断	a 健康診断を1年に1回受け ているか。	・受けていない。	－	○			
		b 食事の提供を行う場合には、 提供頻度やその内容等の実情 に応じ、検便を実施している か。	・実施されていない。	－	－	適用す る場合 はC判 定		
	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行 われているか。	・手指の衛生や咳エチケット の実施等の感染予防策を講 じていない。【*】	－	○			
	4 乳幼児突然死症候群に対す る注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼 吸の状態をきめ細かく観察し ているか。	・左記の事項を実施していな い。【*】	－	○			
		b 乳児を寝かせる場合には、仰 向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症 候群のほか、窒息の防止の観点 から有効であるが、医学上の理 由から医師がうつぶせ寝を勧 める場合もあるため、うつぶせ 寝を行う場合は利用時に保護 者に確認するなど、乳幼児突然 死症候群に対する注意に努め ること。 c 保育中は禁煙を厳守してい るか。						

5 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 ・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。【*】 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践） (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告	—	○			
	b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的の実施しているか。		—	○			
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。		—	○			
	d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。		—	○			
	e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。		—	○			
	f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。		—	○			
	g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しているか。	・定期的に講習を受講していない。【*】	—	○			
	h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	—	○			
	i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。	・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発11110第1号、子子発11110第1号、子家発11110第1号）に基づく報告が行われていない。	—	○			
	j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	—	○			

		k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	—	○			
第8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 f 利用定員 g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 h 設置者の研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く提示等がされていない。 ・左記 a ～ n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。	— ○	○ —			

第 9 備 え る 帳 簿 等	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先	・書面等により交付されていない。 ・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。	—	○			
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分。	—	○			
	1 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	—	○			

(様式第 2 - 3)

年 月 日作成

施設名

児童の安全確保に係る自主点検調書

各保育施設において「認可外保育施設指導監督調書」を提出する際、一緒に提出してください。

児童の安全確保に係る自主点検調書

(認可外保育施設用)

点検項目	点 検 事 項	自主点検	備 考
1 日常の 安全管理 職員の共通理解と所内体制	1 安全管理に関し、職員会議で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。	適・否	
	2 児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。	適・否	
	3 職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。	適・否	
	4 万一の場合の避難場所や保護者・行政機関等への連絡方法を職員に周知しているか。	適・否	
	5 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	適・否	
	6 防災・防犯のための避難訓練等を実施しているか。	適・否	
関係機関等との連携	7 市町村の施設・事業所管課、警察署、児童相談所、保健所等関係機関や民生委員・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制となっているか。	適・否	
	8 関係機関からの注意依頼文書を配布、掲示するなど周知徹底しているか。	適・否	
	9 近隣の個人、保育所、幼稚園、学校等と相互に情報交換する関係になっているか。	適・否	
施設・事業者と保護者の 取り組み	10 児童に対し、犯罪・事故から守るため、屋外活動に当たっての注意事項を職員が指導しているか。また、家庭でも話し合われるよう働きかけているか。	適・否	
施設設備面における安全 確保	11 門、囲障、外灯、窓、出入口、鍵、遊具等の状況を点検しているか。	適・否	
	12 危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。	適・否	
	13 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。	適・否	
近隣地域の危険箇所の 把握と対応	14 日頃から地域の安全に目を配り、危険箇所の把握に努めているか。	適・否	
通所時における安全 確保	15 児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。	適・否	
	16 ファミリーサポートセンターやベビーシッターを利用する場合など保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。	適・否	
所外活動における安全 確保	17 危険な場所、設備等を把握しているか。	適・否	

(様式第 2 - 3)

認 安全に配慮した施設開放 2 緊急時の安全確保 不審情報がある場合の連絡等の体制 不審者の立入りなど緊急時の体制	1 8 携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 1 9 施設開放時は、保護者に対して児童から目を離さないよう注意を喚起しているか。 1 施設周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置を執る体制が整備されているか。 ・ 職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。 ・ 児童・保護者等の利用者に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意を喚起する ・ 警察に対しパトロールを要請する等警察と連携を図る。 ・ 児童の安全の確保のため、保護者や民生委員・児童委員、地域活動団体等の協力を得ている。 2 施設内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。 ・ 直ちに職員が協力体制を取り、人身事故が起きないよう事態に対応する。 ・ 不審者に対し施設外への立ち退きを要求する。 ・ 直ちに施設長を始め、職員に情報を伝達し、児童への注意喚起、児童の安全を確保し、避難誘導等を行う。 ・ 警察や施設・事業所管課、保護者等に対し、直ちに通報する。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
※ 各施設において強化した（計画している）安全確保対策を、記入して下さい。			

(様式第 2 - 4)

法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等に係るチェックシート（ひな形）

令和 年 月 日現在

住 所

氏 名（又は名称）

指導基準	調査事項	調査内容	チェック内容	チェック
第 3 非常災害に対する措置／第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件	1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	・地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討し、実施をしている。	☐
			（具体的取組）	
第 5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・以下の事項について理解し、これに配慮した保育をしている。 (1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3)子どもの遊び等に関する事項 (4)保育の実施に関して留意すべき事項	☐
			（具体的取組）	

	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・保育に当たっての基本姿勢(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)を理解し、十分な取組が行っている。 (具体的取組)	☐
	・保育に従事する者に関する研修を受講している。 (研修名等： 年 月) (研修名等： 年 月) (研修名等： 年 月) ※研修の受講歴がわかる資料(修了証の写し等)を添付すること 研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。	☐		
	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・乳幼児の人権に十分な配慮がなされている。 (具体的取組)	☐

第 6 給 食	※ 保育中に食事の提供を行う場合は、以下のチェック内容についても回答すること。			
	1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われている。	☐
			(具体的取組)	
	2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。	・乳児に対する配慮を適切に行っている。	☐
(具体的取組)				
b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。		・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応を行っている。	☐	
		(具体的取組)		
第 7 健康 管理 ・ 安全 確保	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。	・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じている。	☐
			(具体的取組)	

4 乳幼児突然死症候群 に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	・左記の事項を実施している。 (具体的取組)	☐
5 安全確保	a 施設の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的の実施しているか。 c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。 e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。 f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。	・以下の事項について理解し、取組を行っている。 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践） (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制 事故等発生後における詳細な内容等の報告 (具体的取組)	☐

		g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しているか。	・定期的に講習を受講している。 ※研修の受講歴がわかる資料(修了証の写し等)を添付すること	☐
--	--	---	--	--------------------------

記載上の注意

- ・ このチェックシートは、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする業務を行う個人（いわゆるベビーシッター）が指導監督基準のうちの特定の項目を満たしているかどうかを確認するためのものです。
- ・ 都道府県知事等が、このチェックシートの調査項目も含め、指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合に、その旨の証明書を交付します。なお、都道府県知事等が、指導監督基準の全項目について適合しているかを確認するにあたっては、このチェックシートの調査項目についても、追加で内容を確認することがあります。
- ・ 項目毎に、チェック内容に該当する場合はチェック欄に✓を入れ、その具体的な取組内容を記入してください。また、必要に応じて添付書類をご提出ください。

(様式第3号)

認可外保育施設指導監督結果報告書

立入調査年月日 年 月 日

施 設 名

[種 別] 1 事業所内保育施設（院内，その他） 2 ベビーホテル 3 その他の認可外保育施設

代 表 者 名

所在地

対 応 者

立 会 者

調査担当職員

指 導 監 督 の 結 果
(施 設 の 概 況 等) 別 添 「 認 可 外 保 育 施 設 指 導 監 督 調 書 」 の と お り (指 導 事 項)

(様式第4号)

第 号
年 月 日

設置者 殿

茨城県福祉部長

立 入 調 査 の 実 施 結 果 に つ い て (通 知)

あなたの設置運営する施設について、 年 月 日児童福祉法第59条第1項の規定に基づき立入調査を行ったところ、概ね良好に運営されていると認められました。

今後とも保育内容の向上に一層のご尽力をお願いいたします。

(様式第5号)

第 号
年 月 日

設置者 殿

茨城県福祉部長

立 入 調 査 の 実 施 結 果 に つ い て （ 通 知 ）

あなたの設置運営する施設について、 年 月 日児童福祉法第59条第1項の規定に基づき立入調査を行ったところ、概ね良好に運営されていると認められました。

なお、調査の際に口頭で指導した事項について速やかに改善を図るとともに、今後とも保育内容の向上に一層のご尽力をお願いいたします。

(様式第 6 号)

第 号
年 月 日

設置者 殿

茨城県福祉部長

立 入 調 査 の 実 施 結 果 に つ い て (通 知)

あなたの設置運営する施設について、 年 月 日児童福祉法第59条第1項の規定に基づき立入調査を行ったところですが、下記の事項については是正又は改善の必要がありますので、速やかに必要な措置をとるとともに、下記の事項については、その結果を 年 月 日までに福祉政策課福祉監査室あて別紙により回答願います。

なお、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づき、その旨広報等を通じて公表するとともに、事業停止命令や施設閉鎖命令の措置をとる場合がありますことをあらかじめ申し添えます。

今後とも適切な運営管理と保育内容の向上に一層のご尽力をお願いいたします。

記

- 1
.....
- 2
.....
- 3
.....
- 4
.....
- 5
.....

(様式第 6 号別紙)

年 月 日

茨城県福祉部長 殿
(福祉政策課 福祉監査室扱い)

所 在 地

施 設 名

設 置 者

指導事項に対する是正改善の状況について（報 告）

年 月 日付け 第 号で通知のありました指導事項
について、次のとおり是正改善の状況を報告します。

指 導 事 項	是 正 改 善 の 状 況

(様式第7号)

第 号
年 月 日

設置者 殿

茨城県知事 印

改 善 勧 告 (通 知)

あなたの設置運営する施設について、 年 月 日児童福祉法第59条第1項の規定に基づき立入調査を行ったところですが、下記の事項については、児童福祉の観点から改善を要するものと認められますので、 年 月 日までに改善を図られるよう児童福祉法第59条第3項に基づき勧告します。

なお、改善状況等について、同日までに文書で当職までご回答ください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づき、その旨広報等を通じて公表するとともに、事業停止命令や施設閉鎖命令の措置をとる場合があります。あらかじめ申し添えます。

記

改善すべき事項

1

2

3

4

5

(様式第8号)

第 号
年 月 日

設置者 殿

茨城県知事 印

あなたの設置運営する施設について、 年 月 日付けで改善勧告を
発したにもかかわらず改善された事実がありません。ついては、行政手続
法に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記
により弁明書を 年 月 日までに当職あて提出されたい。

記

- 1 予定される不利益処分
〇〇の事業停止命令又は施設閉鎖命令
根拠条文：児童福祉法第59条第5項
- 2 不利益処分の原因となる事実
(1)
(2)
- 3 弁明書の提出先
- 4 提出期限
年 月 日

(様式第 9 号)

第 号
年 月 日

設置者 殿

茨城県知事 印

あなたの設置運営する施設について、児童福祉法第59条第5項に基づき、
(〇〇日間の事業停止) (△△が改善されるまでの間その事業の停止) (施設
の閉鎖) を命ずる。

この命令に違反した場合は、児童福祉法第60条の4の規定により、6月以下
の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算
して3カ月以内に茨城県に対して審査請求を行うことができる。

(様式第10号)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(施設設置者) 殿

茨城県知事



貴殿の設置(管理)する(施設の名称)については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。)を満たしているため、その旨を証明する。

施設名称 ○○○○
施設所在地 ○○県○○市××・・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設置者 ○○○○
管理者(施設長) ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 茨城県(福祉部子ども政策局子ども未来課)

(TEL 029-301-3243)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を福祉政策課に返還すること。

(様式第 11 号)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(施設設置者) 殿

茨城県知事



貴殿の設置(管理)する(施設の名称)については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に係るものに限る。)を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称 ○○○○
施設の所在地 ○○県○○市××・・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設置者 ○○○○
管理者(施設長) ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 茨城県(福祉部子ども政策局子ども未来課)

(TEL 029-301-3243)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を福祉政策課に返還すること。

(様式第11－2号)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(施設設置者) 殿

茨城県知事



貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

施 設 の 名 称 ○○○○
施 設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・・
事 業 開 始 年 月 日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 茨城県（福祉部子ども政策局子ども未来課）

(Tel 029-301-3243)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を福祉政策課に返還すること。

(様式第11－3号)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(施設設置者) 殿

茨城県知事



貴殿の設置(管理)する(施設の名称)については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。))を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称 ○○○○
施設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者(施設長) ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 茨城県(福祉部子ども政策局子ども未来課)

(Tel 029-301-3243)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を福祉政策課に返還すること。

(様式第 12 号)

第 号
年 月 日

(設置者) 殿

茨城県知事



認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還通知書

貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、下記の立入調査の結果、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなったため、速やかに証明書を返還願います。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 設置者名
- 4 管理者（施設長）名
- 5 証明書交付年月日
- 6 立入調査実施日 年 月 日
- 7 立入調査の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなった事項
 - ・ _____
 - ・ _____

(様式第 13 号)

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

(設置者)

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の再交付申請書

標記証明書の再交付を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日 年 月 日
- 4 管理者（施設長）名
- 5 証明書交付年月日 年 月 日
- 6 再交付申請理由

(様式第14号)

年度 認可外保育施設 指導監督実施結果報告書

茨城県福祉部福祉政策課

1 立入調査の結果に基づく問題点の概要(箇条書きで簡潔に記入すること。)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

2 立入調査実施結果

区分		事業所内保育施設		その他の認可外保育施設		計
		院内	その他	ベビーホテル	その他	
施設数 A (4月1日現在)						
計画数 B						
実施数 C						
Cに対して文書指示 をしたカ所数 D						
実施率 (%)	C/A					
	C/B					
文書指示率 (%)	D/C					

3 立入調査実施施設名

[illegible]

※「施設種別」は該当欄に○を付けること。